

ハノイ日本人学校PTA規約

第1章 総則

[名称、所在地]

第1条 本会は、ハノイ日本人学校PTAと称し、事務局をハノイ日本人学校（以下、学校）校内に置く。

[目的]

第2条 本会は、保護者と教職員が協力し、家庭、学校及び地域社会における児童生徒の心身の健やかな成長を願い、その幸福を増進し、より良い環境の下で教育の進展に努めることを目的とする。

[事業]

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 家庭と学校との緊密な連携を図るために必要な事業
- 2 家庭と学校における児童生徒の生活指導及び文化活動に必要な事業
- 3 教育環境の充実に必要な事業
- 4 会員相互の研修及び親睦に必要な事業
- 5 国際親善及び国際交流に必要な事業
- 6 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

[運営方針]

第4条 本会は、教育を本旨とする任意団体として、営利的な活動を営むことなく、いかなる政党や宗派団体からも支援や干渉を受けず、また、これに関与しない。

第5条 本会は、児童生徒の教育のために活動する他の社会的団体や機関と協力する。

第2章 会員

[会員資格]

第6条 本会の会員は、ハノイ日本人学校に在籍する児童生徒の保護者並びに常勤教職員（日本国籍非常勤教員を含む）とし、現地職員はこれに含めない。

第3章 組織

[組織図]

第7条 本会の組織は、以下に掲げる代表委員にて構成し、審議、決議また活動を行う総会、代表委員会の関連は、別添組織図による。

第4章 代表委員

[代表委員]

第8条 本会は、本会の目的達成及び諸事業の推進のため代表委員を置く。

[代表委員構成]

第9条 本会の代表委員は、次のとおりとする。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 1名
- 3 会計 2名
- 4 書記 1名
- 5 企画担当 2名
- 6 広報担当 1名
- 7 文化体育担当 1名
- 8 校長 1名
- 9 学校委員 2名（教頭、事務局長）

[代表委員の任務]

第10条 代表委員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表すると共に本会会務を統括し、総会、代表委員会を招集する。会長は学校理事会の理事となり、理事会に出席し本会運営の報告を行う。また、本会の代表としてスクールバス運行委員会に出席する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の任務を代行する。また、本会の代表として、会長とともにスクールバス運行委員会に出席する。
- 3 会計は、総会で承認された予算に基づき、本会の一切の会計事務を処理し、次期定期総会にて決算報告を行う。
- 4 書記は、総会、代表委員会の他会長が招集する全ての会議の議事に関する事項を記録し、保管する。
- 5 企画担当、広報担当、文化体育担当は、企画、広報、文化体育各委員会の委員長をそれぞれ兼務し、委員会事業を統括する。
- 6 校長は、学校の代表として、本会会務全般にわたり、学校運営の観点から本会活動を支える。
- 7 学校委員は、教職員の代表として学校との調整を図るため、代表委員会に出席し本会の活動に関して意見を述べたり、日常においても他の代表委員からの相談に応じたりする。

[代表委員の選出]

第11条 代表委員の選出は別に定める細則による。

[代表委員任期]

第12条 代表委員の任期は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までとし、再任は妨げないものとする。但し、会計担当の再任はできない。

第5章 会計監査委員

[会計監査委員]

第13条 会計監査委員は、次のとおりとする。

- 1 会計監査委員は、当該年度の会計監査を行い、監査結果を次年度定期総会で報告する。
- 2 会計監査委員の選出は別に定める細則による。
- 3 会計監査委員の任期は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までとし、再任はできない。

第6章 会議

[会議]

第14条 本会は、次の会議を置く。

- 1 総会（定期総会、臨時総会及び書面による総会）
- 2 代表委員会

[総会]

第15条 総会は次により行われる。

- 1 総会は、本会の最高議決機関である。
- 2 定期総会は、年度初めに会長の招集により開催する。
- 3 臨時総会は、会員の2分の1以上の要請があった場合、または代表委員会で必要と認めた場合、会長は1か月以内にこれを招集しなければならない。1月下旬から2月中旬には次年度の代表委員選出決定を目的とした臨時総会を開催する。
- 4 総会は、会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）で成立し、議事は出席会員の過半数の同意で決定する。賛否同数の場合は、議長が決定する。
- 5 議長は、会員の中から選出する。
- 6 総会での審議及び議決事項は次のとおりとする。
 - ①規約の制定、改正及び廃止に関する事項。ただし、決議については、第22条による。
 - ②事業計画及び予算の承認に関する事項。
 - ③事業報告及び決算報告の承認に関する事項。
 - ④代表委員及び会計監査委員の選出と承認の報告に関する事項。
 - ⑤その他、会費関連事項、寄付行為等の本会運営に関する重要事項。

[代表委員会]

第16条 代表委員会は、本会の最高執行機関として原則月1回会長が主宰し、本会運営に関する事項を審議する。本会は前掲第9条で規定された代表委員で構成される。

[企画委員会、広報委員会、文化体育委員会]

第17条 本会規則第1章第3条に関わる事業を推進するため、次の業務を所轄する。

- 1 企画委員会：本会事務局業務、代表委員選出に関わる業務、本会の運営に必要な資料や文書の作成及び管理業務、本会発展のための企画業務等。
- 2 広報委員会：「広報誌」の発行及び本会活動に関わる広報業務等。
- 3 文化体育委員会：会員相互の研修及び親睦を目的とした行事の企画と開催に関わる業務、児童生徒及び教職員を対象とした行事（記念品の企画と制作、贈呈等）に関わる業務、本会の文化体育に関連する事業を取りまとめる業務等。

第7章 会計

[経費]

第18条 本会の活動に要する費用は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

[会費]

第19条 本会の会費は、第2章第6条に定める会員より徴収する。ただし、教職員会員かつ保護者会員より重複して徴収はしない。

[使途制限]

第20条 本会の金銭及び財産は、第1章第2条（目的）及び第3条（事業）のため以外には、支出または使用してはならない。

[会計年度]

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の制定及び改廃

第22条 本規約は、総会出席会員の3分の2以上の賛同により制定、改正及び廃止することができる。

付 則

本規約は、平成8年6月10日より施行する。

平成9年4月11日一部改正	平成10年4月17日一部改正
平成12年4月17日一部改正	平成14年4月21日一部改正
平成18年3月6日一部改正	平成18年4月23日一部改正
平成19年4月22日一部改正	平成19年11月14日一部改正
平成21年2月9日一部改正	平成22年3月18日一部改正
平成29年4月23日一部改正	令和3年4月25日一部改正
令和4年2月9日一部改正	令和5年2月9日一部改正
令和6年2月6日一部改正	令和7年2月4日一部改正
令和8年4月1日一部改正	